

**新潟県選挙管理委員会規程第7号**

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年9月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表第2（老人ホーム）</b>			<b>別表第2（老人ホーム）</b>		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市中央区	(略) 特別養護老人ホーム 美咲の里	(略) 新潟市中央区美 咲町1丁目23番 43号	新潟市中央区	(略) 特別養護老人ホーム 美咲の里	(略) 新潟市中央区美 咲町1丁目23番 43号
	<u>特別養護老人ホーム 白山やすらぎ</u>	<u>新潟市中央区川 岸町2丁目1番 20号</u>			
(略)			(略)		
新潟市秋葉区	(略) 特別養護老人ホーム やしろだ苑	(略) 新潟市秋葉区矢 代田1234番地1	新潟市秋葉区	(略) 特別養護老人ホーム やしろだ苑	(略) 新潟市秋葉区矢 代田1234番地1
	<u>特別養護老人ホーム あがうら</u>	<u>新潟市秋葉区東 金沢1459番地5</u>			
(略)			(略)		

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。